

午前10時50分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

9番斎藤晋議員の発言を許します。9番斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） 質問に先立ちまして、今回豪雨被害に遭われました皆様に心からお見舞い申し上げます。前段で質問されました畑澤議員の生々しい町民の声、本当に畑澤洋子議員でなければ聞き取れないことであろうし、そういうことをこの場で質問してくれたことに対して本当に敬意を表したいと思います。

ただ、一つ苦言にはなりますが、できない理由を述べられておりましたけども、できる理由、そういうものを少しでも述べていただければありがたいなど。できない理由は、私は前々から言っておりますけれども、できない、できないと言うのは簡単だと思います。お金がない、人手がない、そういうことでありますけども、何かこうすればできるんじゃないかということを考え、それで述べていただきたい、そういうふうに思います。いつもそういうことは思っております。

それでは、私の質問に入りたいと思います。

項目の1ですね、緊急事態発生時についてということで、今回は豪雨被害ということに限定させていただきたいと思います。

その中で、緊急事態発生時の情報伝達はどのようになっているのか。どのように報告されて、どのように指示されているのかということについてお伺いしたいと思います。そして、どのように情報提供されるのか。情報提供の範囲はということでお伺いいたします。

町の緊急事態発生時の情報伝達フローチャートによりますと、その中にはちゃんと議会というものも入っております。それから、第2、第3、第4の配備になっても情報の担当というのは決まっております。でも、どこに情報を伝達するのかというのは、その情報伝達フローチャートにしか書いてありません。その中に議会もちゃんと一番上に載っております。その中で、その情報提供の範囲は、第2、第3、第4、そういう時にどうなるのかということについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 9番斎藤議員のご質問にお答えいたします。

災害時における避難情報の発令は、災害対策基本法に定められておりますとおり、市町村長となっております。情報発信につきましては、防災行政無線、緊急速報メール、

登録制メール、ツイッター、町ホームページのほか、Lアラート、災害協定によるヤブ一防災速報アプリ、秋田ケーブルテレビによる情報発信など、情報伝達の多重化に努めております。

その範囲でございますが、防災行政無線の放送については、避難情報を発令した対象地区に限定するもの、緊急速報メールのように全町一斉に発信されるもの、ホームページやメディアなどを通じて広く情報提供するものがございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番齋藤議員

○9番（齋藤晋君） その情報伝達についてのあれは、今のお答えの中になかったですけども、総務課長、これはどういうふうになっているのかお答えできますか。緊急事態発生時の情報伝達フローチャートというあれですけど。

○議長（石川交三君） 総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） お答えいたします。

五城目町の緊急事態対応のフローチャートにつきましては、確かに情報提供ということで第4配備の段階で副町長から議会への情報提供、町民各課というのがありますけれども、今回の場合については、災害に関わる地域防災計画のほうでの情報伝達ということで情報を発信しているところであります。

先ほどの齋藤議員がお話しなのは緊急事態対応フローチャートというもので、これは緊急事態ということで、その中には災害だけでなく、そのほかのいろいろな緊急事態があるわけですけども、その場合の発生時の情報提供というのが副町長からというものですけれども、今回のお答えしている内容については、災害に対しての場合の情報提供についてお答えしているような内容となっております。

○議長（石川交三君） 9番齋藤議員

○9番（齋藤晋君） 緊急事態と災害というのは、やはりちょっと違うという意味合いに聞こえましたけども、それでいいのかなと思います。豪雨災害、これも緊急事態だと思いますし、豪雪に関しても緊急事態ということもあります。第2配備だといってそういう伝達もしない。しないというよりも伝達がないということで、今回議会のほうで申し入れてそういう情報の伝達、それを確立しましたけども、やはりそういうものははっきりさせておいたほうがいいと思います。直ったからいいんじゃない、そういうものをしなかったことに対してどういうふうにかえるのかということだと思います。

それでは小さい2番ですけども、緊急事態発生時、第2配備、それから第3配備、第4配備のそれぞれの責任者及び責任者不在の場合の責任の順位は。また、応援体制が必要な場合、要請を指示するのは誰がするのか、どの課にするのか。その災害によって違うと思いますけども、今回豪雨災害ということでお答えいただければありがたいと思いますが。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町の防災体制につきましては、町地域防災計画に定めておまして、第2配備の災害警戒対策室は住民生活課長が室長となり、職務代行者は1番目が総務課長、2番目が消防長、3番目が建設課長となっております。第3配備の災害警戒対策部は副町長が部長となり、職務代行者は1番目が教育長、2番目が総務課長、3番目が消防長となっております。第4配備の災害対策本部は町長が本部長となり、職務代行者は1番目が副町長、2番目が教育長、3番目が総務課長となります。

職員の動員要請を指示する者は、第2配備では住民生活課長、第3配備では副町長、第4配備では町長となり、県、警察署、他市町村などの関係機関への応援要請は、町長による指示となります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 質問に書いてないことで、これは質問じゃなく、前も言いましたけども、町内に住んでる職員、それから町外に住んでる職員がこの緊急配備の時に応援要請、応援要請っていうか職場内での応援に対して、要請を出してどのぐらいで来るのか。それが私は本当に心配なんです。消防署もそうでしょうけども、地方自治法、それから公務員法によって、町内でとらなけりゃいけないっていう法律はないわけですけども、やはり町民の財産、命を守るために、いち早くそういう体制にするというのは一番大事かなと思います。それで、あえてこの第2番の質問を、責任者というものを書かせていただきましたけども、やはりそういう意味で、採用に関して何かできないのかなと、歯がゆい思いをしているところがあります。皆さんもそうだと思います。法律に縛られて、やはり優秀な人、それをとらなけりゃいけないというのは分かりますけども、そこにはないいろんな問題があるということを考えていただければと思います。

それでは3番目、先日の豪雨時、緊急事態発生の緊急放送が聞こえないという声が多

数ありました。これは畑澤議員が話しましたことと同じであります。今の家は二重サッシ、それからペアガラス、今は3枚ガラスになって防音効果がものすごく発達しております。で、この前の雨、あの屋根をたたく雨の音、あのすごい雨の音でかき消されて聞こえないというのが大方の人でした。私の家は45年前に建て、まだ1枚ガラスでありますし、屋根も普通のトタンの屋根ですので、屋根の音、それから外の雨垂れが落ちる音、そういうもので放送がかき消されて全然聞こえませんでした。かすかに聞こえたあれで、玄関に出て聞こうかなと思っても聞き取れない状態でした。そういう方が多数いらっしゃると思います。

それで、畑澤議員の防災ラジオ、これいつまで考えるのか。それから、どこの課で担当してそれを考えていくのかということも併せて聞きたいと思えますけども、これらの緊急放送にならないということで改善策はということでお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

防災行政無線の放送が豪雨により聞き取れなかったというご指摘でございますが、先ほどの畑澤議員の防災ラジオについてのご提言に対する回答と同じ内容になりますが、本町の防災行政無線放送は聞き直しダイヤル機能を備えておまして、放送内容を再度電話で確認できるシステムとなっておりますので、こうした機能の周知も含め、災害情報の伝達に努めてまいります。

また、現在は県河川砂防情報システムによりまして河川水位の確認ができておりますが、今後は水位上昇をサイレンなどにより知らせるなどの警報機能の強化、そして整備について要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 今、町長が言ったサイレンというのがありましたけども、そのサイレンのほう聞こえると思いますね、緊急時の。昔、加賀谷製材、それからセンター、その前は秋田山さんでも鳴らしたことがありますけども、いろんなサイレンがあったと思います。あのサイレンの音は、防災無線みたいに「皆さん避難してください」という声よりは響くと思います。そのサイレンなどを活用した中で防災無線を活用するとか、それから先ほど二重三重に考えるということで、携帯電話、それから畑澤議員の防災ラジオ、そういうものを対応して考えていくということでしたけども、それをいつまで、

どの課がやるのか、今分かる範囲でお答えできればと思いますが。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

ただいま、先ほどの答弁の中にもありましたが、議員のそのお考えも考慮に入れながら、警報等々の機能の強化、そしてまた整備について、そのような十分な対策を練っていきたいと思っております。ただいま、何課で行うか等々につきましても、十分これから検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） 次回の通告書には、ちゃんと最後のいつまで、どこの課でというそういうものを入れて質問したいと思えます。急に言われても困るところだと思いますし、それは十分に分かっておりますが、それで今回の災害は想定外というような言葉を報道からも多く聞きました。もう想定外が日常になってる状態だと思います。国の規定、県の規定、それから町の規定というものがあろうかと思えますが、それがもう全部想定を超えております。その想定外に対処する、そういうものがやはり必要なんではないかなと思えますので、その規定ではなく想定外に対応するそういう施策を考えていただきたいと思えます。

それでは、大きい2番に移ります。

コロナ禍でのイベント及び祭りの開催中止についてということですが、町のイベント、それから老人クラブ、町内のイベントがことごとく中止になっております。今回の豪雨災害もありましたんで、特にそういうものがあつたんだろうとは思いますが、産業文化祭、そういうものも中止です。

しかし、目を外に向けると、秋田県の中では大きいイベントが数多く開催されております。一番大きいのは竿燈まつり、それから大曲の花火、それから昨日ですか一昨日ですか、雄物川の花火、それから湯沢の絵灯籠、それから能代の七夕、花輪ばやしも開催されましたね。そんな中で町のイベントが中止になる基準というものはあるのかと。中止の決定はどういうことで決定されたのかと。行政報告の中にもいろいろ書いてありましたけども、でも各団体に話を聞きますと、もう最初からその開催の会議の中で中止をおおわせるような発言が、その事務局のほうからもあつたというような話を伺っております。そういうことは、もうこのコロナ禍で開催しないほうがいいんじゃないかという、

最初からそういうものが決定されていたのではないかというそういう疑惑が私のほうに聞こえてきましたので、その決定の基準、それからどういう手順を踏んで中止・実行、そういうものもされるのかということについてお伺いいたします。

ここには、きゃどっこまつり、盆踊り、産業文化祭ということで書いてありますが、まず最低それだけでもお知らせいただければというふうに思います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

はじめに、きゃどっこまつりについてお答えをいたします。

きゃどっこまつりは、町民の有志により構成される「きゃどっこまつり実行委員会」が運営にあたっているところであります。町といたしましては、当該団体に補助金を助成するとともに、町商工振興課が事務的な業務の支援をさせていただいているところでございます。

開催の可否につきましては、県が示す感染警戒レベルに基づく指針を判断基準とされているところでありまして、本年8月15日の開催については、県内においても第7波による感染が拡大したものの、警戒レベルが2に保たれていることから粛々と準備が進められていたにもかかわらず、前々日未明、当町において発生した未曾有の豪雨災害により実行委員会が決定したものでございます。

次に、盆踊り大会についてお答えいたします。

五城目盆踊り大会は、各種団体や町民有志から構成された「五城目町盆踊り大会実行委員会」が運営しております。五城目町盆踊り大会は、きゃどっこまつりに付帯したイベントであることから、開催の可否については、きゃどっこまつりの開催可否に準じて決定したものであります。

次に、産業文化祭についてお答えいたします。

産業文化祭につきましては、湖東3町商工会、観光物産協会、社会福祉協議会、JAあきた湖東、芸術文化協会、そして町から組織する実行委員会があり、今年度は実行委員会の実施に先立ち6月15日に役員会を開催し、感染症対策を万全に行った上で10月末頃に開催する方向で協議がまとまっておりましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の急拡大により収束の見通しが立たないことから、参加される方々や関係者の安全確保が困難であるとする実行委員会役員らの意向により判断し、また、農産物の出品、工芸品、文化作品などの製作及び芸能発表会の準備には長時間を要することから、早め

の中止を決定しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9 番斎藤議員

○9 番（斎藤晋君） 私の私的な意見であります。きゃどっこまつりに関しては、豪雨災害、そういうものがあって、それからコロナも兼ね合わさって中止ということは考えられます。盆踊りに関して、これは昔からお祭りではなく、これはお祈りというか、五穀豊穰を皆さんがお願いし、宗教的なものでもちょっとあるかもしれませんが、そういう仏事なのか神事なのか分かりませんが、そういう意味合いを持った盆踊りだったと思います。それがきゃどっこまつりと一緒になって、まず青年会がなくなって実行する人たちがなくなったというのがありますけども、これは切り離して考えるべきなのかなと、その中止に関してもそういうふうに思います。それから産業文化祭に関しては、出品する人、それから審査する人、いろいろいると思います。そういうものを決めた中で実施し、募集している中で、10月の開催がもう既に早い時点でもう中止が決定された。

今、コロナが今月末には半減するという報道もあります。なぜその時点で決定したのかですね。説明会のたんびに中止したほうがいいような話もあったようですが、そんなに早く決定しなければいけないものだったのか。その出品作品の準備とかという話ですけども、そういう出品作品、今年出せなければ来年出す。その産業文化祭の中で農産物に関しては無理かもしれませんが、絵を描いたり、文を書いたり、工芸品を作ったり、そういうものはまた別の範囲だと思います。そういう判断をどうしてそんなに早くしたのか。状況が、今回私が今言ったとおり9月末には半減すると報道が多く出ており、実数を見てもどんどん収束に向かっているような実数になっております。もうイベントをやらないほうが楽だという、そういう思いだけであれなのか。やはりそれを楽しみにしている人、それから、そういうものに出品するものを生きがいとしている人、やはりそういう人のことも考えるべきではないのかなと思います。町長いかがなものでしょうか。その規定は規定として、やはりそういう町民の楽しみも奪ってしまう。きゃどっこまつりで、私は花火を上がるのが楽しみではないです。きゃどっこまつりがなくなったので、花火もない。そういう状態です。きゃどっこまつりの花火というのは、ボンと上がって、しばらくしてあと終わりかなと思ってうちに帰ろうとすると、また後ろでボンと鳴ると、あれがまた風情があっていいなと思いますし、花火

が大好き人間ですので、花火もないということで非常に今年の夏は悔しく思っております。

その中で産業文化祭に関して何かほかに理由があったのかお知らせいただければ。あと、町長の、いつ決めたほうがいいのかというそういう指針もありましたらお答えいただければと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、きゃどっこまつりとか盆踊り大会等々はそのとおりでございますが、産業文化祭に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、その各団体の実行委員会の役員らの意向で判断したものと捉えておりますので、その辺をひとつご理解していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） いや、町長が意向ということでしたけども、各団体というよりも、そういう人の中でそういう意向ではなかったという人もいますので、あえて今回質問させていただきました。そのあれをこう聞いていただければ、どういうふうな経緯だったのか、正直な話を聞いていただければありがたいと思います。片方の意見だけではなく、両方の意見を聞いていただければというふうに思います。

では次の質問に移ります。

イベント・祭りを実施する際、出演料及び謝礼が発生する場合の契約書、そういうものを交わしているのかということですね。きゃどっこまつりでもそういうプロの奏者、それから演者、そういうものを頼むとすれば出演料が発生するわけですけども、そういうものに対して、そういう契約があるのか、なかったのか。それから、盆踊りに関しても太鼓をたたいてくれる人、笛を吹いていただく方、そういう人にも謝礼というものが発生するんだろうと思いますし、産業文化祭の場合の選者、1等、2等を決める選者、そういう人に関してもそういうものが発生すると思いますが、そういう契約等あるのかということで、キャンセル料とかですね。

私、40年近く民間でやっておりますけども、そういう場合は必ず契約書を交わします。出演料幾らというものも最初に決めますけども、その契約書の中にはキャンセルの場合どうするのか。それも天災の場合、それから天災ではない場合のキャンセル料、そ

ういうものを決めますし、宿泊料、それから食事代、そういうものをどうするのかというふうには細部まで決めるのが、お金が発生するものに関しては決めております。それから、ホテル業をやっておりましたんで旅行業法というものがあり、予約をいただいてキャンセルの場合、キャンセル料が発生しますということは国でも決まっていますし、それから旅行業界の中でも決まっております。やはりそういうものがあってしかるべきだと思いますが、町にはそういうものを用意しているのかということについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

まずは最初に契約書に関しましてお答えを申し上げます。

きゃどっこまつり、盆踊り大会、産業文化祭のこの3つのイベントにおきまして、ステージ出演者、協力者に対し支出する謝礼金などが各実行委員会予算に組み込まれております。町が直接に事業を実施する場合、町財務規則に基づき予算を編成するとともに、契約に基づき予算を支出することは必須であります。イベントを短期間で実施する実行委員会の予算については、柔軟性を保つため、契約書の締結は求めているところであり、各実行委員会においても契約書はないことを確認しております。

次に、キャンセル料の件でございますが、はじめにきゃどっこまつりについてお答えを申し上げます。

さきの答弁のとおりですね、契約書の存在はなく、実行委員会において出演に要する謝礼金、キャンセル料などについて、口頭ではありますが、50%を基準とする交渉をしていることを伺っております。

次に、盆踊り大会、産業文化祭についてお答えいたしますが、両実行委員会とも中止になった場合のそのキャンセル料の取り決めはないものと伺っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番齋藤議員

○9番（齋藤晋君） 契約というのは口頭でも契約ということになりますので、やはり文章に残しての契約書、そういうものが簡単なやつでもあったほうが、金銭トラブル、そういうものにはならないような気がいたします。それから、こういう規定があるんですけどもこれでいいですかという了承を取りやすいですし、実行委員会がやるから事務局である町の担当がそういうのは用意しないと、それは逃げだと思います。やはり実行委

員会があって、その事務局を担当している役場、そういうものがやはりそういうものを用意すべきであり、やはりそういうものを問題が起こらないように実施すべきだと思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで3番まで行きましたんで、次、4番、きゃどっこまつりのイベント出演者に対するキャンセル料の連絡メール文面についてということであります。

ここに実際のメールもあります。これはコピーをいただきましたけども、五城目町役場商工振興課からのメールですね。イベント出演者に対してということで。「表記の件につきまして、改めてご連絡させていただきます。事前に当実行委員の齊藤よりお話があったかと思いますが、イベントのキャンセル料につきましては、出演料の50%をベースとさせていただきます」と、これは頭にあります。「ご請求につきましては、下記ご請求先へお願いいたします。決算見込みを早めに計上したいと考えておりますので、キャンセル料について22日までメールでご一報いただきますようお願い申し上げます。なお、大変申し上げにくいことではありますが、町としてはイベントを開催するために補助金を拠出しているところであり、補助金の原資が町民の税金であることを出演者の皆様にはご配慮いただけますと幸いです」と、こういう文面があります。

私、先ほども言いましたけども民間でいてキャンセル料を支払う時、こういう詫び状を書いたこともありませんし、こういう文面を作ったこともありません。一般常識からすると、これは請求するなという文章に私は見えます。キャンセル料につきましては税金であり、ご配慮いただきます。決めてるんですよ、50%というものを。それで何で下にこれ「ご配慮」というあれが必要なんですか。私はさっぱりその辺、書いた方とか書かした方、指示した方いらっしゃると思いますけども、その頭の中分かりません、私ははっきり。これもらった人は本当に腹立ったでしょうね。50%って決めておいて、ご配慮くださいと。どっちなんだと。非常に困惑したお話を伺いました。それで、今回、町長、副町長、担当課長の考えを伺いたいということで通告書に書いておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

きゃどっこまつりは、町からの補助金と町内外の事業主様からの協賛金により収入が運営資金とされているところでもあります。しかしながら、今回のきゃどっこまつりにおきましては、さきにも述べましたとおり、豪雨災害を受け、やむなく中止が決定された

ことから、お預かりした協賛金は全て返金し、準備にかかった費用全額、またキャンセル料などは、基準額を50%としてお支払いしても町からのその補助金で賄えることを伺っております。

きゃどっこまつりを盛り上げたい気持ちで出演、出店を引き受けていただいた皆様方に対して誤解を与えるような表現であったことを、まずもってお詫びを申し上げますとともに、次年度以降もきゃどっこまつりに一層のご支援、ご協力いただけますよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 武田副町長

○副町長（武田和栄君） 斎藤議員にお答え申し上げます。

メールの件でございますけれども、誤解を与える表現で大変申し訳なく思っております。私の指導不足でございました。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（石川交三君） 小玉商工振興課長

○商工振興課長（小玉洋史君） 9番斎藤議員にお答え申し上げます。

ただいま町長、副町長が答弁した内容と重なりますが、キャンセル料の請求に関するメールについては、私の指示に基づいて送信したものと認識しております。ただし、表現力が足りず、誤解を招いた部分があり、出演者の皆様には大変申し訳なく、指導力不足を痛感するとともに深く反省しております。

このメールについては、キャンセル料は50%でお願いしますというところが真意でありました。直接電話などでやりとりしていれば真意は伝わったものと考えますが、通常業務のほか災害対応もありましたのでメールで済ませてしまい、一方的な意思の伝達となってしまったものと察しております。災害現場において町民の被災状況を目前にしたことから、このような文面が追記されたものと察しておりますが、今後は一層丁寧な対応をするよう指導したところでありますし、当該職員においても十分に理解を示しているところであります。

以上であります。

○議長（石川交三君） 9番斎藤議員

○9番（斎藤晋君） いや、人には間違いは誰にでもありますし、それを正すことができると思います。やはり自分が間違えたということであれば、素直にすいませんと謝れる人間であってほしいと思いますし、いいことをすればドヤ顔して、それでもいいかと思

います。やはり町民に寄り添った、それから皆さんに寄り添ったそういう行政というものを心がけていただければと思いますので、それから文章の書き方に関しては、やはりそれぞれこう書けばどういうふうに人が思うかということを考えて書いていただきたい。特にメールなんていうのは、パチャパチャパチャと打てばそのまま送信されて関係部署全部に回る、そういうようなツールになっております。やはりそういうものを見直すというそういうものをしてもらわないと、こういうことになると思いますし、行政文章と一般文章というのは違います。やはり一般文章をもっと見習って、行政文章じゃない文章でメールを打つとか、行政と行政であればそういう行政文章でいいでしょうけども、一般の方に関しては行政の文章ではなく一般の文章で送っていただきたいと思いますし、それから通知していただきたいと思います。

私が一番思ったのは、議員になってすぐの頃思ったのは、子どもに対して呼び捨てもありましたし、それから「君」とか「さん」とかそういうものがありました。やはり町民、ゼロ歳であっても1歳であっても町民、行政からすれば「様」つけるべきだというふうに言ったことがありますけども、やはりそういう心だと思います。子どもであるから呼び捨てでいいとかではないと思いますので、その改善も副町長よろしくお願いいたします。

では3つ目、これは魁とか報道、テレビ報道にされておりましたけども、羽後高校で給食提供ということがありました。県内の公立全日制の高校で初めて給食が提供されるということで、町にも五城目高校があつて、なくてはならない存在だと思います。それで生徒数が減ってきてはおりますけども、五城目高校、秋田、能代、五城目、位置的なこともあつて重要な高校だと思います。今、全県一区になってどこからでも入れるよう状態ですけども、昔は五城目中学校からもかなりの人数が行っておりました。前、佐藤成孝議員がいる時に五城目高校に林業課復活しろというような話もありましたけども、特徴のある高校として生まれ変わることを期待してもおります。

その中で、給食というものはやはり生徒を通わせてる親御さんからするとありがたいものだというふうに思います。私も小学校、中学校、高校と、弁当を母親に作ってもらって持っていきました。それがやはり病気で寝込んだりする時は購買でパンを買って、パンを食べるような状態でしたけども、今、この羽後高校の給食提供の話聞いて、五城目高校にもそういうものがあつていいのではないかと。それで五城目高校に入る人が増えて、五城目の町にもっと高校生が入ってきてもらって、五城目と携わっていただいて、

五城目を好きになっていただきたい、そういうふうな施策の一つとしてこの給食もあるんではないのかなと、そういうふうに思いまして提案させていただきましたけども、町の考え、それから町長、教育長の考えはいかがなものかということでお伺いたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

羽後町では、羽後高校存続の対策といたしまして、小・中学校の給食を担っている学校給食センターが児童生徒数の減少により余力があることから、8月25日から羽後高校への給食提供を行っております。

そこで五城目高校の昼食時の状況についてでございますが、五城目高校には食堂はなく、ほとんどの生徒が弁当を持参したり、通学途中に昼食を購入したりしております。五城目高校では、今後の昼食の提供方法について生徒から意見を聞きながら検討していると伺っております。

町といたしましては、給食提供にかかわらず、五城目高校が存続していくためにも皆様方からのご意見を賜りながら、町として様々な面から支援策を考えてまいりたいと存じます。

学校給食の状況につきましては、教育長がお答えいたします。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 9番齋藤晋議員にお答えいたします。

当町が五城目高校へ給食提供を実施する場合、学校の調理設備は現状の児童生徒数を想定しての調理室であることから、現行の食数を超えて対応することは難しい状況であります。また、給食調理室自体が共同調理の造りではないため、外部への配送専用のプラットフォームがなく、給食を積み込むことが困難であります。実施するためには給食調理室の改修工事等が必要となります。さらに、配送業者への委託や給食提供する生徒のアレルギー対応及び給食会計等についても検討していく必要があります。現状で実施することは厳しい状況と考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番齋藤議員

○9番（齋藤晋君） いや、外部の給食センターがあつてそこからの配送ということで新聞にも出ておりました。しかし、そういう考えはおもしろいなということでもあります。

やはり子どものことを考え、それから親御さんのことを考えてみると、やはり大変だなと思いますし、私が弁当を持って行ってよかったなというのもありますので、コンビニから買った弁当をチンして食べるとか、売りにきたパンをかじるとか、そういうことではなく、やはり愛情のこもったものを食べさせてあげたいなと思いますし、そういうものができるのであれば、町の農産物、そういうものも利活用できるのではないのかなとも思いますので、何かできるような状況になりましたらまた考えていただければと思います。

4番目、豪雨被害の被害状況はと、復興状況はということでありますけども、これ町長の行政報告の中に1番と2番っていうのはありましたけども、ボランティアの活動状況というのは数字的なものはなかったですけども、数字的なものがあるってこの回答ができるのであれば、その3番だけいただければと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

ボランティアの活動状況ということでございますが、町と町社会福祉協議会では、令和3年12月に「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」これを締結しておりまして、本協定に基づいて8月15日に災害ボランティアセンターを開設しております。

災害ボランティアには、8月29日までに延べ410人の方々からご参加をいただきました。県内各地から支援に駆けつけていただいたボランティアの皆様方には、心から感謝を申し上げます。

ボランティアの皆様方からは、主に被災された家屋の片付けや清掃作業などについてご支援をいただきました。町では初めての災害ボランティアセンター開設でしたが、ボランティアの皆様方の多大なご協力のもと、町の災害復旧は大きく前進したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 9番齋藤議員

○9番（齋藤晋君） これで全部あれですけども、町長の行政報告の中にもありましたけども、木質バイオマス熱供給施設について研修ということで、予算を審議するというところで、小学校建設の時に木質バイオマスの熱源ということで私ちょっと提案もしたことありますけども、やはり前に提案したものがこういうふうに出てくる。それから、

先ほど畑澤議員が言った防災ラジオに関しても、多重でまたポンと出てくると。1回断わって検討しますというような話でしたけども、前も言いましたけども検討しますというのはやりませんということと同じだと思ひまして、やはり時代が変わったり見方が変わったりすれば、そういうものが出てくるんですね。今回もウクライナの問題で原油が上がって、こういう木質バイオが注目され、それから風力も注目されてきてると思ひます。三種町の間、五城目がちょっと入ってますけども、そこにも風力発電所が発電のプロペラが回るといふような話ですけども、やはり常に新しいものに目を向けて、やはり何でもいいものは取り入れようといふやっぱりそういうふうなあれで考えていただければ、その時だめであれば、今はだめだけども後でよくなるかもしれないといふような回答もいただければ張り合いがあるのかなと思ひます。

それでは、文句たらしいことばかり言ひましたけども、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 9番斎藤晋議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

.....